

平成四年(ワ)第二〇七五号 公式陳謝等請求事件

原告 朴
被告 国

■一ほか四九名

第三準備書面

平成五年一〇月一二日

被告指定代理人

野本昌城





京都地方裁判所第一民事部 御中

糸 西 西 竹 山 塚 江 小
井 村 谷 中 口 本 口 卷

清 仁 博 芳 伊 幹

博 典 孝 司 子 平 太 泰



被告は、原告らの平成五年八月二三日付け「訴変更申立書」により追加された請求の趣旨に対して、次のとおり答弁する。

一 請求の趣旨の追加に対する答弁

原告らの請求をいずれも棄却する

訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言が付される場合には、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

二 請求の原因の追加に対する認否

事実関係を調査中につき、認否が必要な事項については追って認否する。

